

このプリントは、1年間保存しておいてください

平成31年 4月26日

保護者様

京都市立朱雀第六小学校
校長 松岡 進

気象警報・地震に対する非常措置について

本市では、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発令された場合、また地震に対する非常措置について、下記のような措置をとりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。なお、「大雨洪水警報」は、休校になりません。

記

1 特別警報（大雨・洪水）について

- 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとること優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
 - 午前0時までに解除になった場合 5校時（13時50分）から始業<給食は中止>
 - 午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業
- 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にてとどめおくことといたします。下校できる状況と判断した時には、メール配信で連絡します。

2 暴風警報について

- 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
 - 午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - 午前9時までに解除になった場合 3校時（10時40分）から始業
 - 午前11時までに解除になった場合 5校時（13時50分）から始業<給食は中止>
 - 午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業
- 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、下記の通り対応いたします。

<児童の在校中の緊急対応として下校する場合>

- 年度当初に提出いただきました「緊急時家庭連絡調査書」にそって対応します。
自宅へ帰らせる場合は、町別ごとに教職員が引率します。
- 保護者への連絡は、ホームページやPTAメール配信機能を使い連絡します。

以上、お子さんにもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

3 地震の発生について

(1) 震度5弱以上の地震が発生したときは、次の登校日を臨時休業します。

	地震が発生した時間	
①	下校後深夜0時まで発生した場合	翌日を臨時休業
②	深夜0時以降登校までに発生した場合	当日を臨時休業
③	休業日、休業前日に発生した場合	休業明けの登校日を臨時休業 ※安全が確認でき、授業などを実施する場合は、ホームページ等により、授業などを実施する旨を連絡します。
④	在校中に発生した場合	下校の安全が確認ができるまで、学校に留めおくこととし、その後「緊急時家庭連絡調査書」にそって対応します（上記、気象警報の対応に同じ）。不測の事態においては保護者と連絡が取れるまで学校に留め置くことにします。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、あらためて学校から連絡いたします。